

令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金補助事業の手引き
変更履歴

ページ	変更前	変更後
P21	[3] 納品書 ※市販品の店頭購入でない限り必要	削除
P50	他方、(例2)の場合は、「品代+消費税=11,000円」なので、 品代の金額(税抜) = $11,000 \times 100 / 110 = 10,000$ 円 消費税相当額 = $11,000 \times 10 / 110 = 1,000$ 円 となりますので、税抜の補助対象経費は「 <u>10,000円</u> 」となります。	他方、(例2)の場合は、「品代+消費税=11,000円」なので、 品代の金額(税抜) = $10,000 \times 100 / 110 = 9,091$ 円 消費税相当額 = $10,000 \times 10 / 110 = 909$ 円 となりますので、税抜の補助対象経費は「 <u>9,091円</u> 」となります
P54	8. その他 (1) 補助対象事業の経理について 補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間(2027年3月31日まで)保存しなければなりません。	8. その他 (1) 補助対象事業の経理について 補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該年度の終了後5年間(2026年3月31日まで)保存しなければなりません。

(2020年5月28日)